

武将観光情報発信事業(「サムライ・ニンジャ フェスティバル 2025」)委託業務仕様書

1 目的

愛知県は、信長、秀吉、家康の三英傑を始め、数多くの戦国武将を輩出しており、県内には、戦国武将ゆかりの史跡や合戦を再現する祭り、武将や甲冑などをテーマに活動する団体が数多くある。

愛知が誇る観光ブランドである「武将観光」と「忍者観光」を更に強力に推進するため、県内各地の武将、甲冑をテーマに活動する団体及び全国各地で活動する武将隊や忍者隊等が、一堂に会する武将観光イベントを開催し、これによって武将に関する貴重な観光資源の数々を情報発信するとともに、武将観光のハブとして、各地域の武将観光資源との連携を目指す。

2 業務内容

「体験・交流」を軸に、幅広い世代がサムライとニンジャ、戦国コンテンツに親しみ、楽しめるエンターテインメント性の高い武将観光イベント「サムライ・ニンジャ フェスティバル 2025」を県営都市公園大高緑地において開催する。

サムライに加え忍者をテーマとした斬新なアイデアによる体験プログラムなどを実施するほか、県内各地の武将、甲冑をテーマに活動する団体及び全国各地で活動する武将隊や忍者隊等が、ステージパフォーマンスやサムライ文化の紹介プログラムなどを盛り込んだイベントを実施する。

(1) 武将観光イベント「サムライ・ニンジャ フェスティバル 2025」の開催

下記に基づき、県内外からの観光誘客につながる企画提案を行うこと。

ア 開催日

2025 年 11 月 30 日（日）10 時～16 時（予定）

※会場設営は 28 日（金）、29 日（土）の 2 日間で行うこと。

※撤去は 12 月 1 日（月）に完了すること。

イ 開催場所

県営都市公園大高緑地（名古屋市緑区大高町字高山 1-1）

《利用施設》

若草山／芝生広場／多目的広場／園内通路 など

ウ 開催内容

《サムライ・ニンジャ体験プログラム》

- ・サムライに加えニンジャをテーマに、多くの来場者が当日受付により参加できる斬新なアイデアの体験プログラムを実施する。
- ・体験プログラムは、ファミリー層を意識した内容とすること。
- ・忍者体験プログラムは、衣装試着（子供用に関しては、常時 20 着以上）と手裏剣投げは必須とする。
- ・甲冑試着を地元甲冑隊等と連携・調整して実施すること。

《出演者集結プログラム》

- ・ 武将隊や甲冑隊、鉄砲隊、忍者隊等の出演者総出演プログラム(※)を行うこと。
※内容、出演団体等は提案による。
- ・ 事前に台本等を制作し、県の了解を得ること。
- ・ 愛知県代表者（知事を予定）の武将衣装を準備すること。

《全国各地の武将隊・忍者隊によるステージイベント》

- ・ 「名古屋おもてなし武将隊」など全国各地の武将隊や、「徳川家康と服部半蔵忍者隊（※）」など各地の忍者隊出演によるステージイベントを行うこと。
※「徳川家康と服部半蔵忍者隊」は県が別途手配する。
- ・ 10 団体以上を出演団体とし、5 団体以上を東海以外の地域となるよう努めること。
- ・ 忍者隊についても、できるだけ多くの団体を出演させること。
- ・ ステージ構成、出演団体等は提案による。
- ・ 控用テントのほか、各地の武将隊・忍者隊の PR 用ブースを用意すること。
（ブース設置の有無は出演団体との調整による）

《各地の武将隊や忍者隊が交流するプログラム》

- ・ 本イベントへの誘客につながるような魅力的な武将隊や忍者隊同士のコラボ企画（演武でなくても可）を実施すること。

《甲冑隊等出演プログラム》

- ・ 武将隊・忍者隊のステージとは別に、地元で活躍する甲冑隊等のステージ等を用意すること（テーマはサムライ・忍者に関連したものとする）。
- ・ 出演団体を提案すること。実際の出演団体は、提案を踏まえ、県と受託者の協議により決定する。
- ・ 出演者との調整は受託者が行うこと。

《火縄銃の実演》

- ・ 参加団体・内容は、愛知県古銃研究会と調整すること。
（複数団体の出演についても、愛知県古銃研究会との連携を前提とする）
- ・ 関係者の交通費を負担すること。
- ・ 警察署への申請に係る書類の作成を行うこととし、事前の出演者との調整は余裕をもって行うこと。

《お城や刀剣等の人気コンテンツをテーマとした企画・プログラム》

- ・ お城や刀剣等の幅広い年代層に人気なコンテンツをテーマとし、当イベントへの来場者が十分に楽しめる企画・プログラムを実施すること。
- ・ 内容については、県と受託者との協議により決定する。

《県内市町村・近隣自治体・地元観光団体等による観光・グルメ PR》

- ・ 内容及び参加団体等は提案による他、県と受託者の協議により決定する。
- ・ レイアウトイメージ、出展予定者、ブース等設置数を提案すること。
- ・ 出展料は徴収しないこととする。
- ・ あいちの歴史観光推進協議会及び協力団体の PR を実施するブースを必要に応じて設置すること。

《愛知の武将ゆかりの地域及び古戦場のPR》

- ・愛知の武将ゆかりの地域及び古戦場などについての会場内でのPRについて、各地域団体の出展とは別に主催者プログラムを実施すること。
- ・資料等の作成にあたっては、文献等を踏まえ、史実に配慮すること。

《鉄道事業者と連携した来場誘致促進施策》

- ・鉄道事業者と連携した来場誘致促進施策が決定した場合、施策を実施するためのブースを必要に応じて設置し、人員を配置すること。

エ 提案上の留意事項

- ・武将や戦国時代に関心がない層の興味もひきつけるなど、イベント全体を盛り上げるプログラムとすること。
- ・武将観光に関連した内容で、多人数が飛び入り参加可能なプログラムを実施すること。
- ・演武ステージの他に、武将隊や忍者隊等の出演者と来場者との交流を図ることができるプログラムを実施すること。
- ・地元関係者の協力を得たイベント準備・運営を行うこと。
- ・SKE48の出演が決定した場合、出演するプログラムの実施及び調整を行うこと。県事業によるボランティア出演のため、出演料は無償であるが、交通費及び衣装・メイク代は委託費から支払うこと。
- ・新型コロナウイルス感染症等の状況により、実施が困難なプログラムがある場合は、代替案を提案すること。
- ・本事業は、2026年に愛知県・名古屋市で開催されるアジア競技大会、アジアパラ競技大会の「Aichi-Nagoya 2026 公認文化プログラム」に申請予定である。申請が認証された場合には、チラシやポスター、WEBサイトなどにロゴマーク等記載する必要がある旨留意すること。
- ・本事業は、県総務局総務部情報政策課DX推進室が主催する、テクノロジー活用で課題解決に挑戦する「Aichi X Tech」事業の活用を予定している。採択の際には、イベント会場の一部を使用する場合があるため、必要な連携を実施すること。

オ 運営体制

- ・マニュアルを作成し、事前に公園管理者や警察署等の関係官庁と十分調整すること。
- ・昨年度の会場来場実績30,000人を踏まえ、相応の来場を目指したPR活動等を行うとともに、人員体制や安全管理、臨時駐車場・運営対策、会場内誘導、公共交通機関の利用促進策、環境衛生対策、警備体制を整備すること。
- ・雨天時でもイベントを開催できるよう対応策を策定すること。
- ・音響・映像・通信機器等イベントの運営に必要な機材は、屋外行事であること及び雨天時の対応を考慮しつつ、適切に運営できるように手配を行うこと。
- ・来場者が最寄駅（JR南大高駅及び名鉄左京山駅）から会場へ容易にたどり着けるよう案内掲示をルート上で行うこと。
- ・最寄駅からの交通誘導及び会場案内スタッフを立てること。

- ・ イベント当日用の会場マップを製作し、来場者に配布すること。
- ・ 臨時救護員（看護師 1 名程度）を手配し、救護スペースを確保するほか、昼食・旅費等を用意すること。
- ・ 県職員 0B がボランティアとしてイベント運営に関わる場合は昼食を用意すること。
- ・ 会場内において来場者アンケートを実施し（方法は提案による）、集計・分析の上、報告すること。
- ・ 来場者数を調査し、運営中及び終了直後に報告できる体制をとること。
- ・ ステージイベントについては、必要に応じ手話通訳を用意すること。

カ イベント企画全般に係る特記事項

- ・ イベントの特徴をよく表し、集客や波及効果を高めるためのキャッチコピーを策定すること。
- ・ 国内の武将や甲冑、戦国時代ファンだけではなく幅広い層からの関心を高めることができる、斬新かつ効果的な開催方法で実施すること。
- ・ 各時間帯及び各エリアに集客を図ることができる内容にすること。
- ・ 当日中に出展者が安全かつ円滑に撤収できるよう、適切なスケジューリングを行うこと。
- ・ 説明会の開催等、出演者・出展者に対する十分な説明とフォローアップを行うこと。
- ・ バスツアーに本イベントを組み込むことができるようにするため、バスツアー用の駐車場を会場近隣に用意すること。（会場では降車・乗車のみで、バスは回送でも可）
- ・ このイベントに関する旅行会社等からの問合せについて、対応すること。

(2) 情報発信

下記に基づき、本県の武将観光の PR に効果的なメディアミックス戦略を策定すること。

ア イベント HP による情報発信

- ・ イベント HP を作成し、8 月頃から情報発信を行うこと。
- ・ HP の設置にあたっては、県のサブドメインを使用することとし、必要に応じて申請書類の作成等を行うこと。

イ チラシの製作

- ・ チラシを製作し、全て県が指定する箇所に送付すること。
 - ・ チラシは 10 月中旬に納品すること。
 - ・ チラシは 30,000 部以上製作すること。
- ※止むを得ない事情による部数及び納期の変更は認めるが、その際は、代替手段による情報発信又は減額を県と協議により決定し、変更契約を行うこととする。

ウ ポスターの製作

- ・ポスターを製作し、全て県が指定する箇所に送付すること。
- ・ポスターは10月中旬に納品すること。
- ・ポスターは1,000部以上製作すること。

エ 口コミの活用

- ・SNSを活用した情報発信を行い、口コミによる波及効果を高めるよう努めること。
- ・出演・出展団体との連携等により、口コミによる波及効果を高めるよう努めること。

オ イベントによるPR

- ・ファミリー層を主なターゲットとしたイベントPRを行うこと。
例：ファミリー層が多く集まる場所、ファミリー層向けメディアでのPR
- ・実施するイベントPRの内容・場所・時期については県と相談すること。

カ 事務局の設置及びメディア対応

- ・広報開始後は受託事業者内に事務局を置き、電話及びメール等により一般の方や旅行業者等の問合せに対応すること。
- ・地元に加え、東海圏を主なターゲットとしたイベントPR及びメディア対応を行うこと。

(3) 事業実施に係る事項

事業実施に当たり、下記を行うこと。

- ・本事業の実施体制を示すこと。
- ・事業実施スケジュールを示すこと。
- ・効果測定を行い、分析の上、県に報告すること。

3 成果物の提出

(1) 実績報告書

- ・日本産業規格A4版で2部作成すること。あわせて、当該報告書の電子データを提出すること。

(2) 記録画像

- ・イベントの様子を収めた記録画像（写真）を納品すること。
- ・納品されたデータは今後の事業展開において県が自由に利活用できるものとする。

4 留意事項

- (1) 業務内容については、本仕様書及び企画提案書によること。
- (2) 本業務は、企画競争型随意契約であるため、企画提案の内容を遵守し、進捗状況、

今後の進め方等を逐次報告するほか、委託業務の実施に当たって、事前に本県と十分協議を行うこと。

- (3) 本仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、本契約に含むものとし、受託者が負担すること。
- (4) 委託業務の実施に当たり、使用する図表やデータ、画像、映像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること（委託者が提供するものを除く。）。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (5) 委託業務の実施に当たり、障害や事故等の問題が発生したときは、本県に遅滞なく報告するとともに、速やかに誠実な対応を行うこと。
- (6) 受託者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類について、本業務の終了した年度の翌年度から起算して5年間、委託者の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存すること。